

# さいたま市路上喫煙禁止区域拡大啓発ツール作成業務 企画提案仕様書

## 1 業務名

さいたま市路上喫煙禁止区域拡大啓発ツール作成業務

## 2 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外

## 3 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

## 4 委託料契約上限額

8,250,660円（消費税及び地方消費税10%を含む）を限度とする。

## 5 業務の目的

本市では、「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」に基づき、現在市内7駅について「環境美化重点区域」及び「路上喫煙禁止区域」を指定している。今年度は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、会場の最寄り駅周辺区域である「さいたま新都心駅」、「北与野駅」、「与野駅」、「浦和美園駅」及び「岩槻駅」の5駅周辺を、新たに指定する予定である。（別紙参照）

本業務は、啓発ツールを用いて、これらの駅周辺住民や利用者等を対象に、広く路上喫煙禁止区域の周知及び啓発し、市民等の路上喫煙禁止に対する意識を高めることを目的とする。

## 6 業務内容

次の業務について、委託者と緊密に連携を図り、適正な業務履行に努めること。なお、業務の詳細については、企画提案の結果によって、委託者と受託者で協議し、調整するものとする。

### (1) 啓発活動の実施

新たに指定される5駅周辺の住民、企業、駅利用者等に対し、啓発キャンペーンの企画、立案し、実施すること。

#### ア 実施時期

令和2年1月以降

#### イ 実施回数

1回以上

#### ウ 啓発工作物

啓発キャンペーンに必要なのぼり旗や捨て看板は、委託者から一部貸与可能であるが、キャンペーンの規模等に応じ、委託料の範囲内で適宜製作すること。

### (2) 広報活動

交通広告や駅周辺施設内広告、その他広報ツールを活用し、(3)で製作する啓発物を掲示、配布する等して、駅利用者等に対し効果的に周知・啓発を行うこと。また、多言語対応に配慮すること。

ア 実施時期

令和2年1月以降

イ 実施期間

企画提案内容に基づき、委託者と受託者双方の協議の上、決定するものとする。

(3) 啓発物の製作

路上喫煙禁止区域指定の周知・啓発のためのイラスト、ロゴマーク、キャッチコピーを作成し、ポスター、リーフレット等の啓発物のデザインを行うこと。また、路上喫煙禁止区域図（別紙参照）を作成し、ポスターやリーフレット等に表示すること。

ア 啓発ポスター（必須）

・ B3、コート紙135kg、片面フルカラー

イ 啓発リーフレット（必須）

・ A4巻き三つ折り、コート紙110kg、両面フルカラー

ウ 啓発物（自由提案）

啓発活動で市民等に配布する啓発物を製作すること。また、環境負荷の低減に配慮すること。

（例）廃プラスチック問題に配慮したポケットティッシュ 等

## 7 実施報告及び成果品

受託者は、委託者に実施報告及び成果品として、次のものを提出しなければならない。なお成果品に係る一切の権利は、委託者に帰属する。また、成果品（印刷物）には「さいたま市コスト表記実施要綱」に基づき、コスト表記を付すこと。

(1) 実施報告

「6 業務内容」について実施した内容を、写真や図表を用いて、任意の様式で次のとおり報告すること。

ア 実施報告書 A4判（一部A3判も可） 正副2部

イ 電子データ一式 PDF形式 CD-R 1部

ウ 提出期限 実施後30日以内

(2) 路上喫煙禁止区域図

ア 電子データ一式 Adobe illustrator形式、JPG及びPDF形式 CD-R 1部

イ 納期 令和元年12月27日（金）

(3) 啓発ポスター、リーフレット

ア 部数 企画提案内容に基づき、委託者と受託者双方の協議の上、決定するものとする。

イ 電子データ一式 Adobe illustrator形式、JPG及びPDF形式 CD-R 1部

ウ 納期 令和元年12月27日（金）

(4) その他の製作物

ア 提出物及び数量 企画提案内容に基づき、委託者と受託者双方の協議の上、決定するものとする。

イ 納期 令和元年12月27日（金）

## 8 再委託の禁止

受託者は、市の承認を得ることなく、業務の一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

## 9 留意事項

- (1) 本仕様書は企画提案書作成用であり、プロポーザル方式での審査後、委託者は最優秀提案者と協議を行い、協議が整った場合は、仕様書を最優秀提案者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。
- (2) 本業務においては、関係する法令、省令、規則、通知、通達、条例等を遵守しなければならない。
- (3) 本業務の範囲は、本仕様書によるものとするが、実施に際し、業務内容の変更または追加の必要が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。
- (4) 受託者は、業務担当責任者及び本業務の実務に係る豊富な経験及び識見を有する主任担当者を配置し、円滑な業務遂行体制を確保すること。
- (5) 受託者は、業務内容に関して疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議すること。なお、協議した内容については、受託者が議事録を作成し、委託者及び受託者が相互に確認しなければならない。
- (6) 受託者は、業務上知り得た事項等を、他人に漏らしてはならない。なお、業務終了後も同様とする。
- (7) 委託者は、業務の遂行に際し必要な資料について、委託者が所有している場合は、受託者に適宜貸与する。受託者は業務終了後、当該資料を速やかに委託者に返却するものとし、資料の複写及び目的外の使用を禁ずる。
- (8) 成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）は、すべて委託者の所有とし、委託者の承認を得ずに、他に公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (9) 本事業に関する著作権その他の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の承認を得ずに、他に公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (10) 成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前にすべて完了させておくこと。
- (11) 受託者は、業務遂行にあたり、さいたま市グリーン購入推進基本方針に配慮すること。
- (12) その他業務委託にかかる一般的事項は、さいたま市業務委託契約基準約款に記載のとおりとする。
- (13) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者で協議して定める。

【新規路上喫煙禁止区域5駅】区域図（案）



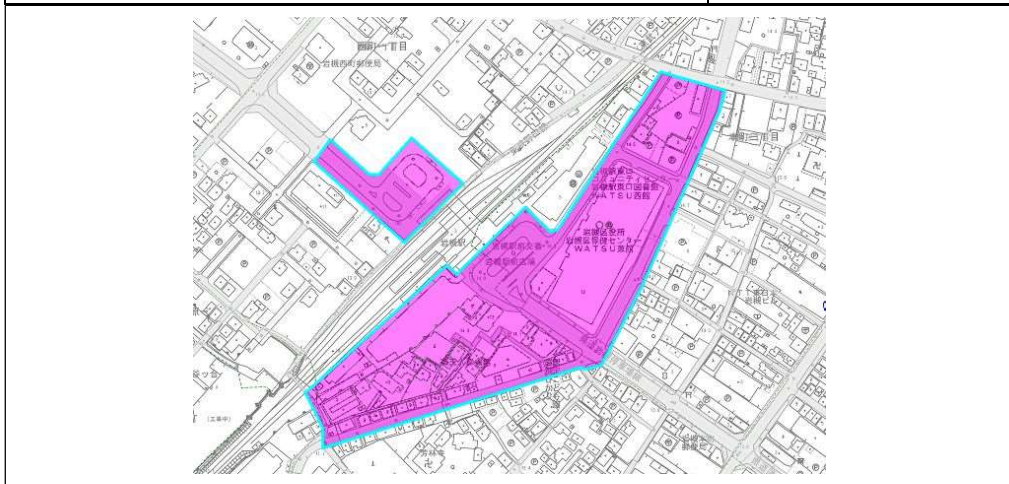
さいたま新都心駅周辺（案）



与野駅周辺（案）



浦和美園駅周辺（案）



岩槻駅周辺（案）



北与野駅周辺（案）